



品 監 発 第 32 号
令和元 年 9 月 5 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 渡 部 茂
同 塚 本 よしひろ

令和元年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- 7 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

現監査委員 島田 幸太郎、森井 じゅんは、平成 31 年 4 月 8 日から令和元年 8 月 28 日までに実施した全ての監査に関与した。

前監査委員 渡辺 裕一、大倉 たかひろは、平成 31 年 4 月 8 日から同年 4 月 30 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 渡部 茂、塚本 よしひろは、令和元年 5 月 27 日から同年 8 月 28 日までに実施した監査に関与した。

第 3 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 31 年 4 月 8 日から令和元年 8 月 28 日まで

2 対象部局（対象期間：平成 30 年度、令和元年度（監査実施日まで））

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

第 4 定期監査（所管別監査）の結果

監査の結果、各事務事業は概ね適正に執行されていた。なお、次に述べる指摘事項については今後の事務事業の執行において十分に留意されたい。

《区長部局》

1 収入事務について

(1) 品川区会計事務規則第 43 条第 2 項の規定によれば、「歳入の徴収または収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該私人に徴収事務等受託者である旨を証する書類を交付しなければならない」とされているが、平成 30 年度荏原文化センター外受付業務委託にあつては、文化センター使用料の徴収事務の委託に際し同項の手続がなされていない。同規則に則り、収入事務の適正な執行に努められたい。（文化観光課）

(2) 品川区立知的障害者グループホーム入居者に係る使用料について、平成 30 年 4 月分使用料（4 名分）を誤って算定し徴収したため、次のとおり過納分の還付および不足分の徴収が行われている。適切な事務処理に努められたい。

ア 18,000 円徴収すべきところ 20,000 円徴収したことによる 2 名分の過納金計 4,000 円の還付が平成 30 年 6 月 20 日に行われている。

イ 20,000 円徴収すべきところ 18,000 円徴収したことによる 2 名分の不足分計 4,000 円の徴収が平成 30 年 6 月 28 日に行われている。

（障害者福祉課）

(3) 国民健康保険事業会計の諸証明手数料に係る収納金日報について、金銭出納員の報告印がない日報が少なからず見受けられる。適切な事務処理に努められたい。（国保医療年金課）

(4) 食品関係営業許可申請について、不要な申請や許可基準を満たしていない申請であるにもかかわらず、職員の確認不足や誤認により申請を受け付け、不要な許可申請手数料を徴収したため、次のとおり同手数料の還付が行われている。受付時には申請の内容の確認を十分に行うなど、適切な事務処理に努められたい。

ア 平成 30 年 7 月 6 日付収納分 39,600 円の還付が同年 8 月 2 日に行われている。

イ 平成 31 年 1 月 24 日付収納分 11,500 円の還付が同年 3 月 5 日に行われている。

ウ 平成 31 年 3 月 19 日付収納分 18,300 円の還付が同年 4 月 19 日に行われている。（生活衛生課）

2 契約事務について

(1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば、「特に合理的な理由がある場合を除き、1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上から見積書を徴すること」とされているが、次の案件については、1 者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適正な執行に努められたい。

ア 平成 30 年 11 月 7 日付請書「平成 30 年度「品川区在宅介護者のつどい」交流会用弁当」572,400 円

イ 平成 31 年 1 月 10 日付運送契約書「耐火金庫他運搬業務委託」140,400 円

ウ 平成 31 年 2 月 18 日付請書「品川児童学園分室（戸越ルーム）トイレ換気扇取替工事」110,000 円

エ 平成 31 年 3 月 1 日付請書「「地震災害への備え」についての英語翻訳」102,502 円

(ア 高齢者福祉課、イ 戸籍住民課、ウ 障害者福祉課、エ 地域活動課)

(2) パンフレット「手当に関するご案内」の印刷について、平成 30 年 10 月 23 日付請書 177,000 円により 6,000 部発注したところ、納品後、同パンフレットの記載に誤りがあったため、同年 12 月 19 日付請書「(印刷) パンフレット「手当に関するご案内」に係る訂正シールの作成」49,800 円により訂正シール 6,000 枚の発注が行われている。発注前に原稿内容を十分に確認されたい。

(障害者福祉課)

(3) 平成 30 年 4 月 24 日付請書「かご車」97,200 円および同日付請書「水石けん」6,480 円に係る物品購買契約について、同日に同一事業者分割して物品が発注されている。一括契約を行うことにより経費削減に留意した契約事務の執行に努められたい。

(荏原保健センター)

3 支出事務について

(1) 平成 30 年 8 月 10 日付請書「車検整備（品川 100 す 6485）」について、車検整備代金を 134,648 円とする契約が締結され、同年 9 月 21 日に支払いが行われているが、同代金には別途資金前渡により支払済みの自賠責保険料、印紙代および重量税の費用 41,570 円が誤って重複して計上されていたため、同年 10 月 19 日に過払分 41,570 円の戻入処理が行われている。適切な事務処理に努められたい。

(経理課)

(2) 平成 30 年 5 月 18 日付請書「保育園非常勤職員募集広告掲載委託」99,360 円について、同年 6 月 21 日に検査を行った後、請求書に不備等があったことから、委託料の支払いが同年 10 月 12 日まで行われていない。本件委託は新規の契約であるが、新規契約または継続契約を問わず、事業者とは契約締結時より支払手続の確認を徹底し、検査終了後の速やかな支出に努められたい。

(保育課)

(3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項の規定によれば、対価の支払の時期は、検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないとされているが、「自立支援プログラム管理システム保守委託(4月分)」108,000円については、平成30年5月1日に検査を行ったにもかかわらず、同年8月17日まで受託者から請求書を受理せず、かつ、委託料の支払いが同年10月26日まで行われていない。同法に則り、事業者に請求書の提出を求めるとともに、速やかな支出に努められたい。

(生活福祉課)

(4) 葬祭支援給付費について、死亡者の親族より同給付費の申請を受け付けた後、平成28年6月26日付で同給付費206,000円の支給決定を行ったにもかかわらず、支払手続を失念したことから、平成30年6月15日まで同給付費の支払いが行われていない。支給決定後の速やかな支出を徹底されたい。

(生活福祉課)

(5) 「滞納使用料等に係る弁護士相談委託(単価)」について、平成30年12月分委託料14,300円を支払うべきところ、平成31年1月25日に誤って143,000円を受託者に支払ったため、同年1月30日に過払分128,700円の戻入処理が行われている。支出事務においては金額を十分に確認されたい。

(住宅課)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

平成11年1月18日付総務部長通知によれば、「特に合理的な理由がある場合を除き、1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上から見積書を徴すること」とされているが、平成31年1月28日付請書「坂名標識設置等工事」358,020円においては、1者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適正な執行に努められたい。

(庶務課)

2 支出事務について

平成30年度会費について、次のとおり当該年度末まで支払いが行われていない。担当者のみならず組織的に支出事務の進行管理を行い、速やかな支出に努められたい。

ア 「公益社団法人著作権情報センター特別賛助会員会費」10,000円の支払いが平成31年4月11日まで行われていない。

イ 「日本図書館協会会費」50,000円の支払いが平成31年4月22日まで行われていない。

(品川図書館)

3 現金の管理について

前渡金について、品川区会計事務規則第85条第1項第1号の規定によれば、前渡金の精算は「その用件終了後5日以内」に行うとされているが、「第41回東京都同和教育研究集会(平成30年7月30日開催)」の参加費にあっては、前渡金として9,000円を同年7月20日に受領したところ、参加人数の変更により発生した残金1,000円の精算が同年9月5日まで行われていない。同規則に則り、適正な事務処理に努められたい。

(教育総合支援センター)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。